

令和2年度 第3回豊山町成年後見センター設立準備会

1 開催日時 令和3年3月22日（月）午前11時～正午

2 開催場所 豊山町保健センター 2階 研修室

3 出席者

(1) 委員 7名

後藤・水野法律事務所 弁護士	水野	明美
愛知県社会福祉士会 社会福祉士	奥村	朱美
豊山町ケアマネ会 副会長	中西	ひとみ
尾張中部福祉の杜 所長	玉井	一男
豊山町民生委員協議会 会長	岡島	清隆
豊山町社会福祉協議会 事務局長	堀場	昇
豊山町生活福祉部長	日比野	敏弥

(2) 事務局 3名

豊山町生活福祉部保険課長兼地域包括支援センター所長	牛田	彰和
豊山町生活福祉部保険課地域包括支援センター主査	千葉	幸恵
豊山町生活福祉部保険課地域包括支援センター保健師	大関	沙依

(3) オブザーバー 2名

豊山町社会福祉協議会 成年後見センター設置準備室長	高木	茂彰
豊山町社会福祉協議会 福祉活動専門員	福田	浩基

4 議題

- (1) 要綱について
- (2) 社会福祉協議会の規程について
- (3) 成年後見制度利用促進計画について

5 議事内容（要点筆記）

【司会】

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より令和2年度第3回豊山町成年後見センター設立準備会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めます地域包括支援センターの大関です。よろしくお願いたします。

本日の議事録につきましては、発言時の個人名を伏せ、「要点筆記」にてホームページに掲載させていただきます。

会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

（ 配布資料確認 ）

それでは、会議次第に沿って始めさせていただきます。

はじめに、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

【会長】

(挨拶)

【司会】

ありがとうございました。これ以後の会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いいたします。

【会長】

これより会議を始めます。

まず、本日の会議の署名委員につきましては、堀場委員と中西委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次第2に入ります。議題(1)「要綱について」、事務局からの説明を求めます。

【事務局】

議題(1)「要綱について」、資料1、2に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明は、前回の準備会における案を具体的に文書化したということによろしかったでしょうか。

【事務局】

はい。役場内での確認が済んだものを本日の資料として配布しております。

【会長】

その他にご質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

本日配布された資料1は、事前配布されたものからどのように変更されていますか。

【事務局】

第3条について、第1項を1号から4号までに変更しました。また、地域連携ネットワークに関する表現を簡潔にし、新たに第4条として「関係機関等との連携」を設けました。

【委員】

住所地特例のケースは、第4条中の「町長が特に必要と認めたとき」に該当するのでしょうか。

【事務局】

住所地特例のケースの扱いについては、国による明確な指針がありませんので、市町村が独自に決めることとなります。近隣市町村の多くは、成年後見センター事業の対象として住所地特例対象の被保険者を含めていました。ただし一概には言えませんので、対象から漏れる方が生じないように、町長の判断に基づいて柔軟な対応がとれるようにしています。

【委員】

第3条第1項第3号「成年後見制度に関する支援のためのネットワーク整備に関する

ること」は、資料4 図表4-1のような地域連携ネットワークをイメージされているのでしょうか。

【事務局】

イメージとしてはそのとおりです。ただ、実際に連携していく団体や機関については、その時々豊山町の実情に応じて変わってくるものと考えています。

【会長】

その他にご質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。

無いようですので、次に移ります。議題(2)「社会福祉協議会の規程について」、説明を求めます。

【オブザーバー】

議題(2)「社会福祉協議会の規程について」、資料3に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

成年後見センターの利用時間は、事務処理等に係る時間を考慮し、運用時間と区別した方が良いのではないのでしょうか。例えば、運用時間は午前8時30分から午後5時15分まで、利用時間は午前9時から午後5時までとするのはいかがでしょうか。

【オブザーバー】

勤務中は相談対応を行うものとして、資料3のように利用時間を掲げさせていただきました。職員の勤務時間も考慮した上で改めて考えさせていただきます。

【委員】

相談が入るのを待つだけでなく、アウトリーチを行う予定もありますか。

【オブザーバー】

事例によってはアウトリーチが必要な場合もあると考えております。その場合は、何らかの事前情報に基づいて動き出す形になります。

【会長】

その他にご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。

無いようですので、続きまして、議題(3)「成年後見制度利用促進計画について」に移ります。事務局からの説明を求めます。

【事務局】

議題(3)「成年後見制度利用促進計画について」、資料4、5に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

豊山町では、どのような電子@連絡帳を使っていますか。

【事務局】

北名古屋市、清須市、豊山町の2市1町で負担金を出し合い、レインボーネットを

運用しています。県内の他市町村とも、同様のシステムであれば情報を共有できる仕組みとなっています。

【委員】

例えば虐待が疑われるケースにも活用されているのでしょうか。

【事務局】

使われ方としては、虐待対応よりも、褥瘡や服薬の管理のような医療職と介護職の間における情報共有が主となっています。必要時には成年後見センターの方にもご登録いただき、権利擁護関係の情報も共有していけたらと思います。

【会長】

豊山町のアンケート結果によると、約6割の住民が成年後見制度を知らないと回答しているようですね。

【事務局】

アンケートを送付した時点では、成年後見制度を知らない方はもっと多いものと予想していました。知っているとは回答した方の中には、制度名を聞いたことがあるというだけの方も含まれているかもしれません。知っている方が約4割いるにも関わらず利用件数が伸びていないのは、利用方法や利用対象がわからなかったり、申請手続きを億劫に感じていたりする方がいることが懸念されます。

【会長】

成年後見制度という制度名をただ知っているだけではなく、利用するメリットや注意点、手続きの流れ等を理解していただくことも必要になっていきます。そのことも踏まえて実際に運用していけたら良いのではないかと思います。

また、例えば虐待ケースのように、自ら地域包括支援センター等に相談することが難しい方もいらっしゃると思います。そのような方を見つけ出して介入していくことは重要な課題であると考えています。

【事務局】

虐待のような緊急性が高いケースに速やかに対応していくためには、関係機関とのネットワークづくりが特に重要になってくると考えています。成年後見センターの運用後も、引き続きご協力をよろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。他にご質問やご意見等はございますか。

【委員】

住民の方から実際に成年後見制度に関する相談を受けた場合、まずはどこに相談し、どのような流れを踏むことになるのでしょうか。

【オブザーバー】

成年後見センターまで来所又は電話にてご相談いただければ、その後はこちらで状況に応じたご案内を致します。

【事務局】

地域包括支援センターから成年後見センターにご紹介することももちろん可能です。必要に応じて情報共有を行っていきます。

【委員】

現在、総合福祉センターしいの木の1階ロビーに相談センターを設営し、成年後見制度に限らず様々な相談を受け付けています。簡易な相談はその場でお受けしますし、複雑な内容になりますとプライバシー保護等の観点から別の相談室にご案内することもあります。相談先を探している方がいらっしゃいましたら、お気軽にご紹介いただければと思います。

【委員】

電話連絡先は社会福祉協議会でよろしいでしょうか。

【オブザーバー】

はい。成年後見センター専用の電話番号はありませんので、まずは豊山町社会福祉協議会にお電話をお願いいたします。その際、成年後見制度に関する相談である旨をお伝えいただければ、成年後見センター職員が対応いたします。

【委員】

ケアマネジャーの方からも、成年後見制度につなぐ場合はある程度の理解が必要であるという意見が出ています。豊山町ケアマネ会などにおいて説明会を開いていただくことは可能でしょうか。

【オブザーバー】

説明させていただける機会がありましたら積極的に活用し、周知に努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【委員】

成年後見センターの普及のためのポスター等は作成されましたか。

【事務局】

パンフレットやポスターにつきましては今後作成していく予定ですが、予算の兼ね合いもありますので、具体的にどのような形にするかは事業開始後に検討していくこととなります。

【オブザーバー】

当面は簡易なパンフレットで対応していく予定です。また、周知方法のひとつとして、社協だより5月号において掲載予定です。

【委員】

成年後見制度の利用に関して、豊山町の特性に合わせたフローチャートのようなものはありますか。例えば、どのような対象の方が、どのような流れに沿って実際の利用まで結び付いていくかが一目でわかると、様々な職種にとって役に立つのではないのでしょうか。

【オブザーバー】

現状としては作成しておりませんが、今後必要に応じて考えさせていただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。他にご質問やご意見等はございますか。

特に無いようですので、本日予定しておりました議題につきましてはすべて終了し

ました。

次第3「その他」に移ります。委員の皆様から何か発言はございますか。

【委員】

成年後見センターの設立にあたっては、広域にするか町単独にするか、内部での検討を重ねてきたと聞いております。結論的には、町民の皆様が利用しやすいようにすべきとの考えから町単独で設立するとの判断をし、この準備会を立ち上げ、今日に至っております。そして、皆様のご尽力によって、来年度から成年後見センターを社会福祉協議会に委託し運営する運びとなりました。皆様には今後さらに成年後見センターを見守り育てていただきたく、設立後もこのメンバーで運営協議会を開催し、議論を深めながらご指導ご鞭撻を頂戴したいと存じます。引き続きご協力の程よろしくお願いいたします。

【委員】

4月から、豊山町社会福祉協議会が成年後見センターを運営していきます。認知症や知的障がいなど、様々な困難を抱えた方々の権利擁護を担っていく機関として、一生懸命取り組んでいく所存です。まずは成年後見センターの普及啓発が重点的な課題となります。また、実際に相談が入った時のことに関しても十分に検討していきます。円滑な運営のためには地域の関係機関、関係者の皆様のご協力が不可欠です。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】

委員の皆様から、他に何か発言はございますか。

特に無いようですが、事務局からはいかがでしょうか。

【事務局】

豊山町成年後見センター設立準備会は今回をもちまして終了となります。委員の皆様には多数のご意見を頂きありがとうございました。最後に、会長よりご挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会長】

(挨拶)

これをもちまして、第3回豊山町成年後見センター設立準備会を閉会とさせていただきます。皆様お疲れ様でした。

【司会】

会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間の協議をありがとうございました。

上記のとおり、令和3年3月22日（月）開催の豊山町成年後見センター設立準備会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

令和3年4月27日

会 長 水野 明美

署名委員 堀場 昇

署名委員 中西 ひとみ